

東京ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業環境安全委員会  
第47回議事録（案）

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

東京ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業環境安全委員会（第47回）  
議事次第

日時：2022年12月1日（木）10：00～12：07

場所：ホテルルートインGrand東京東陽町 2階 雅の間

1 開 会

2 議 題

- （1）東京PCB処理事業所 2022年度上期の操業・設備保全の状況及び今後の処理見通し
- （2）東京PCB処理事業所 PCB廃棄物処理施設の解体撤去の概要及び進め方
- （3）その他

3 閉 会

○事務局 定刻になりましたので、ただいまより第47回「東京ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業環境安全委員会」を開催させていただきます。

本日は、委員におかれましてはウェブにて参加しております。なお、佐古委員におかれましては欠席と伺っております。織委員でございますが、先ほど連絡がありまして、15分ほど遅れると申し受けております。

その他、本日、皆様はお集まりいただいておりますので始めたいと思います。

お忙しい中、御出席いただき、誠にありがとうございます。

まず、ウェブ会議システム参加の皆様にお願いがございます。音声は常にミュート状態にしておいてください。委員長より発言を求められた場合のみ、ミュートを解除してから御発言をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

ここで、新任の委員を御紹介させていただきます。

江東区議会議員 清掃港湾・臨海部対策特別委員会 委員長の釘先委員でございます。

同じく、特別委員会 副委員長の板津委員におかれましては、まだ到着しておりませんので、到着次第、御紹介したいと思います。

続きまして、東京都環境局 資源循環推進部 産業廃棄物技術担当課長の加納委員でございます。よろしくお願いいたします。

JESCOにおきましても、本年4月1日におきまして人事異動がございました。解体撤去の特命業務担当が着任しております。

また、本日は御多忙中のところ、環境省から御出席をいただいておりますので御紹介いたします。

環境省 環境再生資源循環局 廃棄物規制課 新保課長補佐でございます。

同じく環境省 関東地方環境事務所 資源循環課 橋爪課長補佐でございます。

よろしくお願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、まず、JESCOの事業担当取締役より一言御挨拶させていただきます。

○JESCO 一言御挨拶を申し上げます。

本日、中杉先生にはウェブで御参加をいただいております。中杉先生は、このたび委員長を退かれることになりました。先生には環境安全委員会の設立当初から委員長として取りまとめをいただいたところでございますけれども、これまでの御指導に厚く御礼を申し上げる次第でございます。引き続き委員として御参画いただけることになっておりますので、引き続きの御指導をお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

さて、この環境安全委員会でございますけれども、通常は年2回開催しておりまして、今の時期と年度末に開催させていただいております。したがって、本日は今年度第1回の会議でございます。この場で事業所の状況、その他課題について御報告、御意見をいただいているところでございます。

今年度の第1回でございますので、4月以来の処理の状況でございますけれども、最終盤ですので処理量は大幅減っておりますけれども、おおむね順調に操業を続けているところでございます。ただし、この10月に施設の内部でPCBの入った油が漏れるというトラブルが発生したところでございます。環境に影響が出ることは全くございませんでしたけれども、皆様には大変御心配をおかけいたしまして申し訳ございませんでした。再発防止の対策を講じまして、先日から無事に

運転を再開しているところでございます。一層気をつけて取り組んでまいりたいと考えております。

それから、本日のもう一つの議題でございますけれども、解体撤去に関する議題でございます。この事業所は、処理が終わりまして最終的には解体撤去することが予定されております。まだ処理は続きますけれども、今の時点からできることから準備を進めてまいりたいと考えております。安全に小さいところから進めてまいりたいと存じますので、全体について本日は御説明をさせていただければと存じます。

それから、コロナの状況でございますけれども、この夏、それから、11月にまたピークが来ましたので、JESCOの内部におきましても、かなり陽性者ですとか濃厚接触者が出てきたところがございます。日頃からの予防措置、それから、出たときの対応も考えておりますので、今のところ、操業に問題が生じるような事態にはなっておりません。引き継ぎ状況は厳しくございますので、注意をして進めてまいりたいと思います。

また、会議につきましても、状況に応じまして、対面の会議とウェブの会議を組み合わせ、コロナにも注意をしながら開催させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

事業最終盤でございますけれども、引き続きいろいろな対応がございますので、皆様には御指導いただきますよう、よろしく願いいたします。

○事務局 それでは、議事に入ります前に、繰り返しのなりますが、長年本委員会の委員長を務めていただきました中杉先生より委員長御辞退の申し出ございました。後任の委員長につきましては、お手元に配付してございます当委員会の設置要綱第32項によりまして、委員の互選により選出をいただくことになっております。

中杉先生より、新しい委員長として森口委員を御推薦いただいております。事務局といたしましても森口委員に委員長をお願いするのがよいのではないかと考えております。いかがでしょうか。

(拍手あり)

○事務局 ありがとうございます。

それでは、委員長、御挨拶のほどお願いします。

○委員長 森口でございます。この委員会の委員として務めさせていただいてまいりましたけれども、委員長に推挙いただきましたので、僭越ですが微力ながら務めさせていただきます。

せっかくの機会ですので、少しお話をさせていただきますと、廃棄物行政が厚生省から環境省に移管された年に、私は今、国立環境研究所の理事を務めておりますけれども、廃棄物の研究も国立環境研究所に移管され、循環型社会・廃棄物研究センターというセンターが設立されました。初代はPCB問題にも造詣の深い酒井伸一先生でありまして、私はその後を継いだ2代目のセンター長を務めておりましたけれども、当時からPCB問題というのは極めて重要な問題でございました。私自身、専門から少し遠い部分もございましたけれども、その当時も随分勉強させていただきました。

今日、本社から御出席の役員の方々には私が若い頃に環境省に在任経験もございましたので、その頃から御一緒させていただく方々、現在、御担当の方々とも非常に多くの場面で接点がございました。JESCOさんについては中間貯蔵の事業も新しく手がけておられるわけですがけれども、福島事故に関わる環境問題については、私自身もかなり広く関わっておりまして、いろいろな意味でJESCOさんに大変お世話になっており、また、中杉前委員長は、私が40年前に国立公害研究所に入

りましたときの大先輩でありまして、当時から長くいろいろ御指導いただいております、そういった方々から御依頼がありましたら、当然お断りのしようがないということでございまして、お引き受けさせていただいた次第でございます。

技術的な点につきましては、中杉前委員長から引き続きいろいろ御指導いただくところもあるかと思っておりますけれども、引き続きよろしくお願ひいたします。本日以降も議事進行を務めさせていただきますので、どうぞ御協力よろしくお願ひいたします。

○事務局 どうもありがとうございました。

続きまして、長らく委員長を務めていただきました中杉先生には、本委員会におきまして、委員として引き続き御指導いただきたく、よろしくお願ひいたします。

中杉先生、一言御挨拶をお願いします。

○委員 委員の先生方には大変申し訳ないのですが、歳をとって体力の衰えを感じていたのですが、コロナの影響で急激に衰えてきたなと思っておりまして、それを感じていました。前回、この会議に対面で委員長として参加させていただいたのですが、会場へ行くのが非常に大変であるということを経験したのほうに申し上げて、少し相談をさせていただきました。

そういうことで、大変申し訳ないのですが、ウェブの参加で委員長を務めるというのはなかなか難しい問題がございますので、そこら辺は代替りの委員長ということで事務局と相談いたしました。森口先生にお願いできないかなということで相談をしていただきました。一応引き受けていただけるということで、今日、委員の互選で選出されましたので、森口先生、大変申し訳ありませんが、これから大変な時期でありますけれども、よろしくお願ひいたします。

私個人は事務局のほうからウェブの参加でもいいから委員としては参加してほしいという御要望がありましたので、口が動いている間はできるだけ参加したいと思っております。体力が少し戻ることがあれば、また対面で皆さんと一緒に同じ会場で委員として参加していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。大変申し訳ありませんが、こういうことにさせていただきましたので、お許しいただきたいと思っております。

○事務局 先生、どうもありがとうございました。

続きまして、本委員会の副委員長でございますが、先ほどお示ししました要綱の中に、第3条3項にございますように、委員長の指名により選出することになっております。

事前に委員長の御意向を伺いまして、村山先生にお願いすることとしております。よろしくお願ひいたします。

副委員長、一言よろしくお願ひいたします。

○副委員長 予定しておりませんでしたが、少しだけ御挨拶させていただきます。

私はもともと地元選出ということで、こちらの委員会に参加をさせていただきました。すぐ近くに住んでおりまして、自転車で帰れる距離です。

この問題は、当初から委員会に参加させていただいて、PCB処理というのは本当に国内の中でも一つの大事業だと考えております。

これからいよいよ、先ほど取締役からもお話がありましたように、施設を閉じていくという重要な時期に差しかかるとは思いますが、最後まで私も参加させていただいて、議論に加えさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○事務局 どうもありがとうございました。

それでは、これからの議事進行につきましては、委員長をお願いします。よろしくお願ひしま

す。

○委員長 改めて、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入る前に、配付資料の確認を事務局からお願いいたします。

○事務局 恐れ入りますが、着座にて御説明させていただきます。席上に配付してございます資料を順次御説明いたします。

一番上でございますのが本委員会の議事次第、裏面が席次図になっております。

次が委員名簿並びに環境省、JESCOの名簿になっております。

これから資料の説明になります。右上に資料1と書いてあるホチキス留めの資料でございます。保全の状況、今後の処理見通しでございます。

次が資料2でございます。これもホチキス留めになります。解体撤去の概要及び進め方でございます。

次の資料から、その他資料としてございまして、右上に四角囲みで資料番号を書いております。

その他資料1、これにつきましては前回46回の概要と議事録でございます。

その後、その他資料3としまして当事業所の事業だより、四半期ごとに発行しておりますが、69号から71号まで4枚ついております。

これから添付資料になります。添付資料1としましては、議題1の資料1のパワーポイントの詳細版になっております。

添付資料1の別紙1、これは委員内限りになっております。

次に、その他資料2でございます。これは撤去計画の概要でございます。これは先日10月31日に開催されました東京PCB処理事業部会におきまして、御承認をいただいたものでございます。

続きまして、資料2の別紙1でございます。次に別紙2、クリップ留めで厚い資料があると思います。この2つ並びに別紙3がついております。

続きまして、添付資料3でございます。添付資料3は不要設備に対する先行解体撤去工程の実施のため指針でございます。これにつきましては、先日の10月31日に開催されました事業部会において承認をいただいております。

最後になりますが添付資料4でございます。これは低濃度PCB処理施設解体撤去工事の実施計画書でございます。これにつきましても8月1日に開催されました事業部会において承認いただいたものでございます。これには別紙1の資料がついてございます。

説明は以上でございます。資料に不足等がございましたら、事務局のほうにお申し出いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

それでは、早速ですが、議題に入らせていただきます。今日は議題が2つでございます。議題1「2022年度上半期上期の操業・設備保全の状況及び今後の処理見通し」ということで、これはいわば定例の議題かと思っておりますけれども、御説明をお願いいたします。

○JESCO

それでは、お手元に「第47回 環境安全委員会 資料1」があると思っておりますので、そちらのほうを御覧いただきたいと思っております。また、前の画面のほうにも同じ資料を投影しております。前の画面のほうでは説明している箇所をポインターで追っておりますので、お手元の資料と、それから、もし、どこを説明しているか分からなくなった場合には、スクリーンのほうを御確認しながら説明を聞いていただければと思います。

まず、2ページの目次を御覧ください。目次の1番から8番、これは操業状況ということで、これまでの内容の御説明になります。それから、9番が設備保全の実施状況、それから、運転時のトラブル対応ということで、これは冒頭にもお話ししましたが、その報告になります。

3～4ページで、施設の稼働状況の概要、全体のお話をまず総括的に申し上げたいと思います。2020年度末は計画的処理完了期限ということで、2023年3月31日までに処理を終わらせるのが大原則になっておりますけれども、2022年度の上期の施設の稼働状況ということで、これから御報告をいたします。

概要についてですけれども、まず、操業につきましては5月9日から7月20日、この間で定期点検、それから、有機溶剤処理装置、吸着塔の交換工事がありました関係で、この2か月半ぐらい計画停止でありました。したがって、7月21日から定期点検後は稼働しているという状況でございます。

それから、水熱分解設備につきましては、4月の稼働もありましたけれども、7月21日から点検後の運転を開始しておりまして、1基運転で安定操業しております。少しトピック的な話ではNo.2系で2020年に蒸気漏えいトラブルがありまして、その水平展開として点検停止を12月までしております。それから、No.3系については処理対象量が減ったということで、8月1日に休止ということで、それ以降、水熱分解設備は3基ありますけれども、2基体制に移行しているという状況でございます。

それから、変圧器の処理でありますけれども、8月に2台受け入れまして、これで全ての対象量を完了したという状況でございます。

4ページですけれども、コンデンサーの処理につきましては、年度計画については処理完了の見通しでございます。2022年度は2,221台を想定しておりまして、上期に1,527台を完了、下期に694台を処理するというような計画になってございます。

それから、廃PCB油でありますけれども、これにつきましても年度内に十分処理完了できる見通しになっております。

それから、リン含有PCB油につきましては、もともと3月までにタンクに保管されている量については完了しておりますけれども、タンクを撤去するときに、その準備として配管の中に残っているもの、これも9月に完了しまして、全処理対象を完了しているところでございます。

それから、廃粉末活性炭につきましては、これは大阪事業所から事業所間移動ということで受け入れておりますけれども、今年度につきましては39トンに対して、上期に7トンの処理が終わっているところが全体の概要になります。

5ページになります。個々に少し詳細に見ていきますけれども、まず、水熱設備の稼働状況、先ほど御紹介のとおり、4月は定期点検に向けて順次停止し、定期点検と有機溶剤処理装置の交換工事で停止期間がありまして、No.1系は安定的に稼働しています。No.2系については追加点検保守のために12月まで停止しております。No.3系につきましては8月1日に休止したということで、今現在、No.1系が安定的に稼働しているという状況でございます。

6ページは変圧器の処理でありますけれども、先ほど御紹介のとおり、2台を8月に処理をして全対象量の処理を完了している状況になってございます。

7ページはコンデンサーの処理の状況になります。こちらのグラフにありますとおり、9月までに1,527台を完了し、それから、2,221台が今年度の計画になりまして、下期694台ですけれども、その内訳を書かせていただいております。363台というのが10月1日現在登録分のうちの未処理

の数、それから、上期に新規登録331台がございました。下期も一定数、この新規登録が出てくるだろうという中で、この331台を上期、これと同数が下期も新規登録ということ想定しまして、363台と331台を合計した694台を下期の処理計画といたしまして、数字的には十分処理可能な量になってございます。

8ページをお願いいたします。廃PCB油ですけれども、まずはリン含有PCB油を除くものにつきましては、1,626キログラムということで、数量としては非常に少ない量になっております。1,520キログラムを処理しまして、残りは106キログラムですので、十分処理が終わるという状況になってございます。

リン含有PCB油の処理につきましては、この3月までに保管タンクの方は282トン完了しております。保管事業者さんが保管タンクの撤去の準備作業、その中で、配管内の残留分の245キログラムを9月に東京事業所で処理しまして、全対象量の処理を完了しました。そして、保管タンクの中にスラッジ等が残っているのですけれども、残っているものにつきましては、北海道事業所で処理をするという予定になってございます。

廃粉末活性炭、大阪事業所から受け入れるものにつきましては先ほど御説明のとおり、30トンに対して上期7トンという処理の状況になってございます。

次に9ページで施設の稼働状況です。この9月までの進捗率でありますけれども、変圧器、それから、リン含有PCB油については対象量全てを上期までに完了しました。上から3つ目の廃PCB油、リン含有PCB油も今年度中に処理を完了する予定にしております。それから、コンデンサーと廃粉末活性炭については来年度も実施の計画がございまして、これは後ほど今後の処理の見通しのほうで御説明してまいりたいと思います。

10ページは変圧器、2台を今年度に処理いたしまして、来年度の計画はございません。今年度の8月までに完了したということでございます。

11ページでコンデンサーの処理であります。今年度につきましては、先ほどの御説明のとおり、2,221台を計画しております。来年度、662台を計上しております。これは少し上のほうに説明しております。上期に331台見つかったと、そして、下期も331台が新たに見つかるかもしれないということで計上、そして、来年度もこの331台、上期・下期、新規に登録されるということで想定したものが662台ということで、来年度、662台を計上しております。

12ページになります。廃PCB油については今年度中に処理を完了します。それから、廃粉末活性炭につきましては、表の下のほうですけれども、来年度も25トン計画しております。廃粉末活性炭の文章のところにありますけれども、大阪事業者の基本計画の変更、具体的には北九州事業所で発生したものを大阪事業所でも発生したコンデンサー等の処理をするということで、基本計画の変更になった関係で、来年度も大阪事業所からの搬入を25トン計画しております。

13ページからはPCB廃棄物の関係の御報告になります。まず、搬出入作業の搬入車両のほうの御報告ですけれども、上が今年度上期、下の表がこれまでの搬入の状況になっておりまして、今年度は処理対象量が減っているということで、かなり数字が下がっているという状況であります。

14ページは低濃度汚染物、それから、低濃度の廃アルカリの搬出実績ということで、東京都さん、江東区さんとの取り決めで、低濃度汚染物については月当たり6台以下、30トン以下、廃アルカリにつきましては4台以下、33トン以下というお約束をしておりますけれども、その範囲内で搬出をしているということの御報告であります。

15ページは高濃度汚染物、東京事業所では処理が困難な高濃度汚染物については北海道事務所

で処理をやっておりまして、160トンという数字が移動ということでもともとありましたけれども、それをさらに東京事業所のほうで削減しようということで、100トン以下にしようということで取り組んでまいりまして、今年度末で全ての処理が終わるとすれば、76トンということでありまして、来年度も新たなコンデンサー等の処理が継続された場合には、16トンがプラスされて、累積としては92トンということで、目標の100トン以下と見込んでございます。

16ページは、東京事業所内でできるだけ工事の廃材等々につきましては処理をするという取組をしておりまして、今年度の実績は表の一番上の右上ですけれども、22トンというところで推移してございます。

17ページからは環境モニタリングの関係の御報告になります。環境モニタリングのサンプリングの位置になります。敷地境界の大気が2か所、それから、雨水関係の雨水升が3か所、それから、下水への最終放流升が1か所ということで、あとは、この建物からの排気・換気といったところもモニタリングしてございます。

18ページですけれども、排気・換気につきましては、全て環境保全協定を下回りまして、良好な状態を維持しているところでございます。

19ページは排水の関係になりますけれども、排水につきましても全ての項目で環境保全協定値を下回っている状況であります。

20ページが敷地境界の大気質、PCBです。

21ページが敷地境界のダイオキシン類の結果ですけれども、いずれも環境基準値を下回っているような状況になってございます。ただ、ダイオキシン類については、2019年にかなり高い濃度が検出されて、廃水にも影響してトラブルになったということがありまして、夏の濃度については、これからも引き続き注視をしていきたいと考えてございます。今回の8月については、かなり落ち着いた濃度になってございます。

22ページが雨水ですけれども、PCB、ダイオキシン類の結果です。ダイオキシン類については若干高めの数値が出ておりますけれども、自主管理目標値の5ピコグラムパーリットルは満足しているという結果でございます。

23～24ページは作業員のPCBばく露に対する安全対策への取組であります。

23ページ、まず、作業環境はできるだけよい状態にしてという取組を行っております。法定の作業環境測定場が3か所ありますが、全て労働安全衛生法に基づきます第1管理区分、第1管理区分というのは良好の状態ということを示しておりますけれども、第1管理区分を示している結果でございます。

24ページは作業員の血液中PCB濃度、これも定期的に測定をしております。基準値としては25ナノグラムパーグラム血液に対しまして、東京事業所としてはさらに低い10ナノグラムパーグラムという目標を掲げて管理をしてまいりましたが、全員が今、達成しているような状況になってございます。

25ページは安全に対する取組ということで、ヒヤリハット活動という中で危険予知の感性を向上するというので、できるだけ報告してもらおうように呼びかけながら対応をしている。さらにそういう中で改善提案も出してもらいながら、作業安全の向上を図っているという状況でございます。

26ページは教育訓練等の実施状況になります。安全教育の訓練につきましては、全員が受講する教育訓練であったり、あるいはいろいろな職種であったり経験、そういったものに依じたカリ

キュラムで、年間を通じて計画的に教育訓練を実施しているところでございます。また、実践的な訓練ということでは、フォークリフトやクレーン操作の競技会等も実施して、スキルアップを図っているところでございます。

27ページで、総合防災訓練等を実施してございまして、総合防災訓練は11月22日に深川消防署さんと連携しまして、それから、東京都さん、江東区さんからも御視察をいただきながら、地震が発生し、漏油、火災というところを想定しながら、深川消防署さんと共同で実地の訓練を実施してございます。

それから、緊急時の通報訓練、夜間休祭日は運転会社だけの体制になりますので、その際の情報伝達訓練のほうを年3回、4月と9月にしまして、12月にも予定しているところでございます。

28ページは見学者の状況です。コロナ禍ということで、2020年度は受け入れのほうを停止しておりましたけれども、2021年度の10月から受け入れを再開しましたが、まだ、申し込み等はなかなか上向かないというような状況で、今年度も上期で5件、64名の見学者ということになってございます。

29～30ページが設備保全の実施状況になります。長期保全計画は今年の3月に策定してございますけれども、定期点検、あるいは年度を通じて計画的に実施してございます。

30ページですけれども、トピック的には水熱分解設備、No.2系で冒頭も御説明したとおり、2020年の蒸気漏えいトラブルに対応した追加の点検を定期点検中に実施し、補修が必要である箇所につきまして、12月までに補修を行うという対応です。それから、No.3系につきましては点検まで実施しましたけれども、休止ということで、No.1、No.2の2基体制へ8月1日以降に移行したところでございます。

最後に、運転時のトラブル対応ということで、洗浄設備による洗浄機の漏えいの御報告になります。10月18日の16時53分頃に、1階の洗浄室、右上の図のような配置になっておりますけれども、洗浄装置が3台ずつ3列、計9台、この洗浄室にはございます。この図でいいますと、一番左下の洗浄装置、こちらで洗浄装置の外に約50リットル、PCB濃度では5ミリグラムパーキログラムのものが、この周囲に漏れ出たというトラブルであります。外部への影響はございませんでした。

洗浄装置の概要なのですが、下のほうに少し図解で示しておりますけれども、真ん中に洗浄槽というのがあります。それから、その洗浄槽の中に洗浄かごを入れるということで、この黄色の矢印で左から右に移動して洗浄槽の中に洗浄かごを入れて、洗浄槽の中で洗った後に、右からまた外に出ていくというような、これが自動的に行われるような装置になってございます。

32ページになりますけれども、実際に今回、どういうことが起こったのかというところであります。洗浄装置の図が下側にありますけれども、左側が正常時の状況です。右側に洗浄液（供給）と書いてありますけれども、こちらから洗浄液が液張りポンプで供給される。そして、液面が1,450ミリのところで自動的に停止をして洗浄工程が始まるというのが正常な稼働になります。

それから、この黄色のライン、液面の右側、ここは窒素を左から右に吸気して、右から左に排気というラインがありまして、それが下の洗浄装置排気管というところから5階の活性炭処理設備のほうを通して大気に放出されるというラインがあります。それから、このケーシングの中、洗浄装置N<sub>2</sub>給気というのが右側にありまして、ここは通常はバルブが閉まっていますN<sub>2</sub>の供給はないのですが、供給した窒素を外に出すために下から4本矢印が上に上がっておりますけれども、ここから上がって、この排気配管を伝って5階の排気設備のほうから排出されるというルートが

正常な運転になってございます。

右側が今回のトラブル時の状況ですけれども、洗浄液が供給されて、1,450ミリグラムの液面のところで自動的に停止するべきところが停止せずに、そのまま液張りポンプが稼働し続けて、一番上の洗浄槽の排気のライン、ここからオーバーフローして、排気のラインの下側に行って母管のところから4か所の本来排気をするラインのところを逆流して、このオイルパンと書いてある洗浄装置の中に戻ってきたという形です。そして、オイルパンと書いてあるところに来まして、床面と壁面の接合部はコーキング、シールをしていたわけなのですけれども、このシール部が劣化して、そこからさらにオイルパンのところにも漏れ出たというのが、今回の事象になってございます。

33ページが再発防止対策になります。

1つ目が、洗浄槽から漏れてしまったというところの対策になります。原因としまして1,450ミリグラムの液面で自動停止しなかった、液張りポンプが自動停止しなかったということにつきましては、液面計の不具合がありました。具体的にはゼロ点が大きくずれてまして測定上限が下がってしまった。1,448ミリ以上計測しなくなりました。それで、液張りポンプが稼働し続けてしまったということがございます。

対策としましては、液面計のメーカー点検を改めて実施いたします。これは手配の関係で、12月の中旬から来年の1月にかけて実施いたしまして、必要な補修、交換というものを行ってまいります。

それから、定期点検の中で、この液面計が点検対象外であったというところがありましたので、点検項目に追加をいたします。

2)としまして液面計のゼロ点の確認、それから、調整ということで、運転監視項目に洗浄開始前のゼロ点確認を追加することいたしました。その中で、ゼロ点が50ミリ以上ずれていれば調整していくということを手順書を作成しましてルール化し、そして、運転員へ教育をいたしております。

それから、メーカー点検終了まで、メーカー点検が来年1月までかかります。その間、洗浄槽、洗浄装置を稼働させるに当たりまして、洗浄槽への液張り中、これは中央制御室で常時監視するという対応を行っております。手順書を作成してルール化し、これについても運転員へ教育を実施いたしました。

それから、次の2になりますけれども、漏えい発生時の迅速な漏えい停止の対策というところになります。

原因としましては、警報が発報、可燃性ガス高、洗浄槽内圧力高というものが発報したわけなのですけれども、現場確認をしてから液張りポンプを停止したということで、現場確認までの間、洗浄液を供給し続けて、洗浄槽からオーバーフローが継続したということになりました。

対策としましては、警報発報時は即時停止するという、そして、洗浄工程をすぐ停止するということを手順書を作成してルール化し、運転員への教育を行っております。

2つ目のポツですけれども、液張り時間のタイマーの警報を追加いたしました。これによりまして、止まるべき時間に停止していないというところで警報が出ますので、そのときは同じように即時停止するという対応をいたします。

それから、迅速な現場確認というところで、今回、現場に向かうときに作業用の保護装備ではなくて、巡視用の保護装備を装着していたというところ、作業用の装備に着替えたので時間を要

してしまったということがありましたので、巡視用の装備を装着するという事で時間の短縮化を図ります。これについてもルール化をしまして、運転員への教育を行っております。

35ページは最後の対策になりますけれども、オーバーフローした後のオイルパンからの漏えいにつきましては、原因はオイルパン、この洗浄装置のオイルパンにつきましては、点検の対象外になっておりました。ということで、接合部のシール部分の劣化が結果的にあったということが漏えいの原因になっております。

対策としましては、洗浄装置が全部で17台あります。先ほど9台という御説明をしましたが、3階にも同じような洗浄装置が8台あります。その全17台のオイルパンのシール部分の点検を実施しまして、漏えいの恐れがある箇所について補修を実施しました。それから、今後、定期点検の項目に追加していくということで対応いたします。

それから、ほかの防液堤は大丈夫なのかというところで、今回、全ての防液堤の点検を実施しまして、大丈夫であるというところを確認しております。

最後に、洗浄設備の運転再開ということで36ページになります。

手順書の作成、ルール化した内容については、運転会社のほうへの教育を11月7日に終了いたしました。そして、11月8日に東京都さんのほうに再発防止対策を提出し、11月9日に洗浄設備を再稼働いたしております。22日間の停止でありましたが、2022年度下期の処理計画については、処理対象量が少ないということで、計画への影響はございませんでした。

報告については以上になります。

○委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました議題の資料1につきまして、委員のほうから何か御意見・御質問があればお受けしたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

○委員 まず、11ページのコンデンサーの今後の処理見通しなのですが、本来、これもゼロになるべきところが、まだ少し残っているということで、来年度については今年度新規登録分を見込んで同じ数ということになっているのですが、これは多分安全側に見て、これだけの662台というのを想定されていると思うのですが、21年度については新規登録がどれくらいだったかというのを教えてください。これが一つです。

あと、トラブルのほうで、33ページに原因と対策というのがあるのですが、原因のところでは液面計の不具合があったと、これが原因だというのは分かるのですが、なぜ不具合になったのかということが分かれば教えてください。さらに液面計がメーカーの点検対象外であったのはなぜなのか、壊れるものが何で点検対象外だったのか、これはメーカーの責任かなという気がしたのですが、その点について何で対象外にしていたのかなというのが質問の2番目です。

3番目が、35ページでオイルパンについても点検対象外だったということなのですが、本来対点検すべきはJESCO側なのかメーカーなのか、ここももし、分かれば教えてください。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。

3点ございましたので、事務局はお願いいたします。

○JESCO 御質問どうもありがとうございます。営業課の黒澤と申します。

1点目について、私のほうからお答えさせていただきたいと思っております。

先ほどお話のありましたように、昨年度、2021年度でございますが、2500台の新規登録があり

ました。さらにその1年前でございませけれども、2020年度については3,100台登録されています。ですので、お話にありましたように、実際、毎年少しずつ減っているという状況にはありますけれども、ただ、実際の現場でいきますと、今年の下期に入りまして10月なのですが、1事業場から50台見つかるといったようなケースも実際あります。ですので、先生がおっしゃられたとおり、安全サイドで考える必要があると思ひまして、実際は減っているだろうと我々も思うのですが、そのところは安全サイドで同数を積み上げた形にさせていただいております。

○委員長 2番目の液面計のことですが、いかがですか。

○JESCO 液面計の不具合の原因でありますけれども、今、こちらはメーカーのほうで確認をしているところであります。次のメーカー点検対象外というところにも関係しております。メーカー点検対象外という意味は、JESCOが定期点検等でメーカーに依頼をして点検をするということをやったという、保全項目の中に入れてなかったという形になります。今のところでは、メーカーのほうも10年を超すと、いろいろな不具合が出てくると、経年劣化的なところで今回不具合が起こったのだろうかと考えております。

それから、何で漏れたというところにつきましては、まず、最初に点検項目にしなかったということ、それから、途中、2014年に一度、液面計の不具合があったときに、全て点検を1回実施しております。本来であれば、そこで水平展開的に今後は定期点検の中でというような対応をやっておけばよかったのではないかと、今から思えばあるのですが、結果的に、そのタイミングでもそういう対応をしなかったということで、これは本当に反省するだけなのですけれども、経緯がございませ。

最後の35ページのオイルパンも、最初に防液堤は記録を残して点検をする箇所があります。あるいは日常巡視の中で確認をしているという形になっておるのですけれども、この洗浄装置については、このケーシングそのものがオイルパンという機能も持っているという形なのですが、これが最初に防液堤としての点検として持ち上がっていなかったということが、これまでずっと続いていたということございませ。

以上になります。

○委員長

ありがとうございます。ほかに何かございませか。

○委員 まず、全体の稼働状況ということなのですけれども、順調に推移してよかったです。若干気になるのが廃粉末活性炭の処理です。39トンの計画に対して上半期で7トンというのがあまりにも少なく、これは大丈夫なのかということです。下半期で残り32トンは大丈夫だということの見通しというか、その根拠的なものを御説明いただきたいということが1点です。

もう1点は、コンデンサーなのですけれども、まだまだちらほら見つかるみたいな感じの把握しきれない部分という不確定要素はまだ高いのかなと、それがどれぐらい影響を及ぼすのか、つまり、またどこかの事業所から何十台と出てきたりとか、そういうイレギュラーなことに対して、どのように対応できるのだろうという、これはならなければ、もちろん全然オーケーなのですけれども、今の状況を見ていると、コンデンサーはもしかしたら見つかる可能性もないわけでもないかなというところが1点です。

それから、事故です。実は事前説明でもお伺ひしたのですけれども、要は自動停止というハード面ではなくて、人が気づいたときに、警報のときにすぐに止めればいいのではないかと単純に

思ってしまうわけです。

だから、人が止めた場合にデメリットがある、そこできちんと確認しないで、現場に行かないで止めてしまうことによって何かデメリットがある、もう1回動かすと、間違いだったときにデメリットがあるとか、そういう理由があるならチェックして止めるというのはすごく分かるのですけれども、そこがもし、仮にメリットが特にないのだったら、とりあえず安全上は、そういうことがあったら、まずは止めるという初動を徹底するみたいな話があるのかなということで、ここはよく分からないので、普通に考えると、デメリットがないならとにかく止めるという初動にしておいたほうがいいのではないかと。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。

委員からの前半のところは私も気になりながら、先ほどの御発言のときに付加しようかと思ったのですがすけれども、北九州ですとか、早い段階でやられたところで、駆け込み的なものが出たような例もあったと思うのです。そういったところの最後の数年のトレンドというか趨勢に照らして、最後に駆け込み的なものがたくさん出てくる可能性がないのかどうか、そういった点は検討されているかどうかを併せてお答えいただければと思います。

○JESCO まず、廃粉末活性炭、計画39トンに対して、まだ7トンしか処理が終わっていないという、これで今年度計画が達成できるのだろうかということに関しまして、5ページを御覧いただければと思います。5ページは先日設備の稼働状況ということで、廃粉末活性炭についてはスラリー化をしてNo.1系とNo.2系で処理をいたします。そういった中で、もともとの計画ではNo.2系も下期は稼働するというところで、まず39トンという計画ができております。ですから、2系列、No.1、No.2で処理をしていく計画になってございますが、まず、No.2系のほうが定期点検の中で補修が必要だということで、この4月以降12月まで止まってしまうというところが大きく減った原因になっております。ということで今、No.1系だけで処理をしているという形です。

39トンの処理ができるのかというところなのですけれども、来年の1月からは2系列で処理ができます。そういう中で、数字上は何とかできるのですけれども、そこは少し下方修正が出てくる可能性はあります。ただ、廃粉末活性炭は大阪事業所でも処理をしております。そこで処理しきれないものを東京事業所で処理をするという中で、大阪事業所のほうも、できるだけ廃粉末活性炭が発生しないような対策、あるいは自分のところでできるだけ処理をするような対策もやっておりますので、この計画については随時見直しをしていくということで進めているところでございます。もし、今期39トンというのができなければ、大阪事業所と調整しながら進めていくというような環境でございます。

○JESCO 2点目で御質問のありましたコンデンサーの不確定要素という点であります。先生がおっしゃられたとおり、確かに不確定要素はあると思っております。今年の下期、先ほど申し上げた10月に、1事業場から50台見つかったというお話をさせていただきました。実際、東京エリアというのは京浜工業地帯、あと、京葉工業地帯を抱えていまして、ちょうど高度経済成長のときでありますし、PCBが使われた時期とも重なっているということなので、その一角にある事業場から今回50台見つかったというところなのです。今回、その事業場も念のためということで、細かい話なのですがドローンを飛ばしたのです。人間が実際に入れられないような事業場のエリアもあつたりしますので、そういったところも満遍なく探したところなのです。ですので、各企業がそれぞれ努力をされているという状況にあると思っております。

その一方で、東京事業所の処理能力という点でいきますと、年間7,000台でございますので、来年度は662台で、仮にいろいろなところが、その努力の中で見つかったとしても、その中で収まるだろうなと思っているところでございます。

以上になります。

○JESCO それでは、トラブルのほうの34ページの原因のところの対応です。警報が発報したときに、そこでポンプを止めることに何か躊躇するようなデメリットみたいなものがあるのかというところではありますが、これについてはポンプを止めればよかったというのが結論になります。この警報ですけれども、可燃性ガスの高警報、これは1000ppmというところで発報し、それから、1,880ppmになると、今度はインターロック停止で洗浄装置が自動的に止まります。これは予備警報的な意味合いがあるので、今回はまず現場で確認をして、トラブルがあれば停止をするという判断をしてしまったというところで、本当におっしゃるとおり。少しでも心配があれば停止をして、現場に確認に行けばよかったというところが大きな反省点の一つになります。

以上になります。

○委員長 ありがとうございます。

最後の点は、どの程度、現場の方が臨機応変な対応ができるかということかと思しますので、多分、全く別のところでも何かあったときに現場の方の判断でどこまでやっていかとか、あるいは現場の方だけで判断がつかない場合に、どうやって判断をおおぐのかとか、そういった辺り、今回を踏まえて十分に御検討かと思っておりますけれども、改めてその辺り、今日の委員の御意見を参考に対応していただければと思います。

○委員 来年度、順調にいけるだろうというのが全体の処理の能力から見れば、それはいえるのだろうと思います。そういう意味ではあれなのですが、実際に委員長の話にあった北九のケースを踏まえるとどうなのかというのは、十分認識しておく必要があるだろう。トランスはもう終わったよと言っていますけれども、本当に終わったのか、出てくる可能性はないのか、それは何とも言えない、多分掘り起こし調査を自治体とJESCOのほうで北九の例を踏まえてしっかりやっていただいているので、あまり出てこないだろうと期待はしているのですけれども、実際にはそういうことも起こり得ると頭の中で整理をしておいていただきたい。

そんなことはないのですけれども、実際には、そういうものが出てきたときに、今、ゼロと考えているところも出てくる可能性がある。それに対して、ちゃんと設備を、もし出たときはどうするかという準備をしておいていただく必要がある。その手順を、能力的には多分できるのだろうと思うのですけれども、スタートアップだとか、これがまさにぎりぎりになってしまっ出てくると対応できないとか、そんな話が出てきますので、そこら辺のところをどうするか整理をしていただきたい。

これは北九の例などを見ていても大変難しい問題で、どのようにするところをJESCOが考えるというよりも、環境省のほうで、そこら辺をどのように考えていくかということを決めていただかなくてはいけないのだろうと思います。

もう一つ、質問なのですけれども、ヒヤリハットをやっていますという話があったのですが、ヒヤリハットの数はどうなっているのでしょうか。ヒヤリハットの報告数がないほうがいいのか、あったほうがいいのかということで、結構難しいのですけれども、実際には、そういうものも続いていく話なので、作業を続けていくうちにゼロになるわけではない。その数が全体として減っ

てきているのだらうと思うのですけれども、そのこのところの情報はどうなのでしょう。まだ議論していないのですが、次の解体のほうの話にもそれは絡んでくると思いますので、また、そのこのところで発言したいと思います。

○委員長 ありがとうございます。

少し重なるところもございますので、なるべく手短かに回答をお願いいたします。

○JESCO 前段は御意見と承りまして、ヒヤリハットについてですけれども、添付資料1のほうに少し詳細な報告がございます。添付資料1の13ページの表14にヒヤリハットの報告件数とあります。今年度上期については445件出ております。そして、2021年度は合計で691件、2020年度は835件ということでありまして。

私どもはヒヤリハットにつきましては、個々の作業員さんの感性を上げたいということで、これは積極的に提出するように活動しております。感覚的なものなので、今までは危険と感じていなかったけれども、感性が上がることによって、リスクと考えるようになったものをリスクと捉えてという、そういうことで一生懸命出してくださいということをやっていますので、真の意味でのそういうヒヤリハットによる危険というものが、この数字がいつまでも減らないのではないかと捉えておりません。できるだけ出してくれということをやっていると、ひねり出してもらっているのが現状でございます。

○委員 基本的にその狙いでやっておられるので、そこが全然出てなくなっていると心配だなと思ったもので質問させていただきました。

○委員長 ありがとうございます。

前段の台数の件と申しますか、駆け込みの件は、先ほどの御説明ですと、一桁ぐらい余裕を見込んであるので、出てきても大丈夫ですと、むしろちゃんと出していただくということが大事なので、出ても処理はできますということで、しっかりと登録漏れがないようにということで、これは管理者も含めて御尽力いただければと思います。

この議題についてはよろしゅうございますでしょうか。

それでは、まだあるかもしれませんけれども、少し時間が押し気味でございますので、議題2に進ませていただきたいと思います。

○事務局 すみません、議題2に入ります前に、新任の委員の御紹介をここでさせていただきます。

江東区議会議員 清掃港湾・臨海部対策特別委員会 副委員長の板津委員でございます。

以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

それでは、議題2に移らせていただきますが、議題1の御説明が予定よりやや長めでございましたので、そのペースでやりますと、少し質問の時間が厳しくなりそうですので、議題2につきましては少し手短かにということで、やや早回し気味で御説明いただければと思います。よろしくをお願いいたします。

○JESCO 資料2を説明させていただきます。

解体撤去の概要及び進め方ということで、今回、解体撤去の情報の入り口から最後のほうまでの御説明になりますので、少し時間を要するかと思いますが、少しまとめながら簡潔に説明するように努力したいと思います。資料に基づいて説明していきます。

まず、スライドの2ページ、目次になります。ここで全体感をまず説明させていただきます。

1から4番目までは、解体撤去に向けての当事業所の状況とか全体のイメージを御説明したく思

います。

その後、項目の5から7が、添付資料の2に大要という資料があるのですが、そこについて御説明しているものが目次の5、6、7になります。この中に基本方針とか共通マニュアル、作成文書等、さらに添付がありますが、そこら辺についてのポイントを御説明させていただきます。

目次の8番が不要設備に対する先行解体撤去工事の実施のための指針ということで、これが添付資料3になります。ここについての説明です。

最後の9番が、高濃度プラントだけではなく、低濃度のプラントもありますので、そこについては微量PCBということで、大きな取組としては書ける必要はないのかもしれませんが、高濃度のほうで、このようにマニュアルとかいろいろ指針で定められておりますので、同様にのっとりやり方で、低濃度のほうを御説明させていただきます。これは実施計画書というレベルでの説明があります。

では、3ページです。当事業所を改めて平面的に御説明します。まず上の紫のところを高濃度PCBを扱っている設備があります。あと、ピンクで色を塗っているところが低濃度PCB処理施設、こういうところもありまして、建物が続いてあります。中は独立しておりますが、このような配置になっております。

まず、大要の中に出てくる工程ですが、ここで一旦全体感を御説明させていただきます。左のほうから西暦で2022年度が計画的処理完了期限と定められておりまして当年度です。西暦2023年から25年までの3年間で事業終了準備期間ということの位置づけになります。

解体撤去につきましては、29年、30年度、オレンジ色で解体撤去というところを考えておりますが、まず、事業終了準備期間の間に緑色で書いております不要設備を先行的に解体しようというところを考えておりますので、後に説明させていただきます。

西暦2025年、ここでは黄色い色であります。最終段階でプラントの中をきれいにしていく洗浄等を考えております。

26年から解体撤去に向けて、まず、付着状況調査、解体をする中で、当事業所のプラントもPCBが付着しておりますので、その状況を確認するという行為になります。

27年、28年度、解体撤去に当たることに対して、PCB濃度が高いところがあれば、除去分別ということで2か年用意しております。

29年、30年度は、高濃度のPCBがなくなった状態で解体撤去する、そういった形を考えております。設備が解体撤去した後の床とか壁も建物の解体に向けては付着状況調査というのを進めますので、右下の緑色のところに建物関係の付着状況調査というのは30年、上の解体撤去を行った後にするというので、同じ年数で考えております。

その後、必要などころの除去分別を行ってオレンジ色の解体撤去というのが32年、33年を考えております。

上のほうに戻りますと、グレーのところでは排気・換気設備の運転、負圧管理してオンラインとかをやるということを書いておりますが、通常の運転の中でやっている負圧管理、モニタリングというのはずっと継続します。中の設備を解体するときも継続しますし、建物の解体のときの中盤までは機能を維持して、外部への漏えいがないように、しっかり負圧維持をするし、モニタリングも行う、そういったことを行っていきます。

全て対応していく中で、最後、建物を養生しながら解体撤去というのが32年、33年にあります。こういった全体の流れです。

また、左下のほうに黄色で書いてありますのが低濃度プラントについてです。ここについては来年度解体撤去を考えている状況です。

本題に行く前なのですが、高濃度のプラントの状況を簡単におさらいさせていただきたいです。まず、変圧器とコンデンサーというのは、PCB濃度が変圧器は60%のもの、コンデンサーは100%のものを受け入れて処理をしています。このフロアの左から右のほうに解体をしていって、右では無害化して処理完了で有価物に出すとか、油であれば無害化になるというような左から右に行くものですが、既に我々が経験しているところを紹介しますと、トランスを解体していく中に、今後、解体するときのPCBの濃度というのは定められていますが、十分にそこを下回っている部分がかかなりのウェイトになります。上段の真ん中辺に吹き出しがあり、直近では430ppmとありますが、既に低濃度であって、また、すぐ解体できるようなレベルには、この辺でもう到達しているとか、コンデンサーの中段のほうも、左から2つ目のところで既に1,100ppmとか、こういった状態になります。

今後の説明で、高濃度のプラントを全体は高濃度と表現させていただきますが、実態は高濃度で除染しないといけないところは限られている状況であります。今後、それを進めていくということと、あと、解体に向けては作業環境というのが影響しますが、我々はトランスの解体の中で、そういう作業環境を経験しておりまして、保護具を用いてやっているところを十分経験している内容になります。

次のシートは数字がたくさん出てくるかもしれませんが、御説明として用意しました。左のほうはPCB濃度をイメージ的に書いております。一番上段が100%、下に向けてスケールはあっていませんが、こういった形のポイントになる数字を書いております。

緑色のところが、作業時の対象物を処理するときには矢印で下に向かっていきますが、コンデンサー100%、トランス60%のものをプラントで処理していく中で、0.5ミリグラムパーキログラム、こういった無害化にするとか、5,000ミリグラムパーキログラムで無害化処理認定に出すとか、そういった処理をしています。

中段の黄色は、今後、付着して汚れたプラントを解体していくときにはどうするかというのは、所々汚れているところを除去分別して、1,000ミリグラムパーキログラムまできれいにして解体する、そういったことを今後行っていきます。

また、建物関係ですが、これについては20ミリグラムパーキログラム以下にして解体していく、そういったことを今後検討していくものです。

次のピンク色が低濃度のプラントです。これはもともと50ミリグラムパーキログラムという微量のPCBの柱状トランスを受け入れて処理しておりました。0.5ミリグラムパーキログラムというのが卒業判定ですが、今、このプラントは全て液を抜いて洗浄しておりますので、全て0.5ミリパーキログラム以下の状態になっております。それを今後、解体するということを説明していくところになります。

まだ全体の流れの話で、7ページ目の左のほうに囲いがありますが、解体撤去の大きな流れをフロー的に示しております。事前作業とは、整理整頓、清掃、清潔とか、ふだんからやっていることとか、液を抜いたりとかをしていきます。次がプラント設備に付着したPCBを除去する除去分別、その次が解体撤去について書いてあります。こういったことについて、イメージ的に分かるように説明していきたいと思えます。

シートの8になります。左側のほうにイメージ図があります。左の上が現状です。全部高濃度

のPCBで汚染しているように書いておりますが、赤い星がPCBが存在しているところになります。各設備にあります。それをPCBの除去、濃度低減ということで、オレンジの解体工事着手基準以下にするということをしていきます。この中では、きれいな油を流して濃度を下げるといふこととか、あとは、右側の言葉で書いてあるところの3段目ですが、バルブとか計器類という部分的なものは取り外して、自分たちの洗浄設備で洗浄してといふことで濃度を下げていく、そういったことも含めながら、全てこのオレンジの解体工事着手基準以下にしていきます。

次のシートが、全てオレンジ色になりましたので、解体撤去しますというスライドになります。青い五角形のところに各設備を書いてありますが、これが撤去の対象になります。右側の言葉のほうに書いてありますが、ここまで操業時と建物の管理は変わりません。建物の密閉性を利用して廃棄処理設備を使用し、室内の負圧を維持することにより、解体工事を行っている室内の空気が外部に排出されないように、これまでの運転と変わらず、その辺は機能して解体撤去をしていきます。

ここも全体のスケジュールでおさらいですけれども、25年に黄色いところできれいにします。付着状況調査をします。その後、まだ、赤い星の高濃度ものがあれば、2か年で処理していくのですが、そこで28年度の末までには全てオレンジ色の解体工事着手基準以下にします。その間、きれいな油を流して濃度を下げるといふことと、あと、取り外して洗浄設備で洗浄する、そういったことは我々の設備の名前で洗浄設備と水熱分解設備という2つでそういうものを処理していきます。そういったことを行っていきます。

次に11ページになります。中の設備が撤去されると、ピンク色のところがあった部屋になります。ここについて付着状況調査をして濃度を確認します。天井、床、壁、柱等に付着しているPCBを取り除く。それは削ったりはつりしたりとか、そういったことをしていきます。この間も建物の除去分別の際には負圧を維持します。排気処理しながら、排気は活性炭等で処理して大気放出といふことで、今までと変わらない管理をしていきます。

次のページで、除去しないといけないものが全て取り除かれれば、建物のほうに養生を行って周辺への配慮をします。集じん装置等や散水設備による防じんとか、粉じん飛散防止を行いながら解体撤去をしていきます。最後には土壌調査を行ってという形で、解体撤去が終わっていきます。

今のところは全体の流れを示しました。ここから本題になります。添付資料2の主要なところを説明させていただきます。

まず、解体撤去に向けての基本方針、これは2021年11月24日に基本方針が策定されております。その抜粋になります。

環境保全の徹底といふことで、排気・排水、あと、騒音等の影響防止のための措置を講じていきます。あと、施設の洗浄等による除去分別を徹底して、廃棄物を適切に払い出すといふことを行っていきます。

②が工事における万全な安全衛生の確保といふことで、JESCO、運転会社と元請業者、下請業者、その間の十分な意思疎通を図るとともに、手順や基準等を整備して、労働安全衛生体制を確立して、無災害・無事故を達成することを進めていきます。

③のステークホルダー等の理解と信頼のための情報共有・公開につきましては、解体撤去に当たっての計画や進捗状況、周辺環境モニタリング等に関する情報などを地域住民や国・自治体、関連業者に共有して、積極的に公開していきたいと思っております。この環境安全委員会におい

ても説明して、一般からの理解・信頼を得られるようにしていきたいと思えます。

次は、基本方針を実施するための工事管理上の対応ということで、関係法令等の遵守、PCB除去分別の優先、BAT及びBEPの適用ということで、これは利用可能な最良な技術とか環境のための最良の慣行を示しています。そういうものを踏まえて、安全確実な工事を実施することが求められると思えます。

④が事業所ごとに対応と知見・経験を後世に継承していくということを示しています。

14ページは環境マニュアルについて抜粋で載せております。同様に2021年11月24日に策定されております。

①の周辺環境の保全の徹底、負圧管理の下で廃棄処理設備を稼働させながら、PCB除去を行います。PCBの飛散が少ない工程や技術を採用する、環境モニタリングを行うということで、従来の安定操業している中の管理と変わらず、そこら辺を継続していきます。

②は作業者の安全衛生の確保における万全な対応ということで、先ほど読んだところと重なりますので省きますが、2番目が作業環境に応じた解体撤去管理レベルを設定して、保護具の着用等を定めるということで、これも従来の操業の中でも保護具の設定をしておりますので、従来のところを継続していきます。

③のPCBをはじめとする各種環境負荷物質への適切な対応ということで、PCBを低濃度まで下げていく、あと、無害化にしていく、そういったこと以外にも、水銀、フロン類とか、PCB以外に留意すべき環境負荷物質も廃棄物については適切に対応します。

その辺がマニュアルで定められております。

次のシートは、解体撤去に当たっての作成文書等についてで、今年の5月20日に策定されております。

(1) が全事業所共有共通のものになりまして、今紹介しました基本方針マニュアルが定められています。

(2) が事業所ごとに作成するというので、①の解体撤去工事の大要、今回の添付資料2がこれに該当します。次が施設の洗浄と計画書で、③が解体撤去工事实施のための指針、④が解体実施計画書です。⑤は請負者が作成する施工計画書、最後にJESCOのほうで取りまとめ・報告を行います。

指針につきましては、今回、添付資料3がありますが、場所によって指針が複数あります。今回、不要設備の撤去に関わる先行解体撤去工事の指針ということで定めたのが添付資料3になります。また、実施計画書につきましても個々に発行しますが、今回は低濃度につきまして、添付資料4で実施計画書を定めております。最後に御紹介させていただきます。

スライドの16になります。右上のほうに先行解体工事のための選定条件を囲っておりますが、①から⑤まであります。不要設備ということで、もう使っていませんということと、付帯設備というのは主要な設備、トランス、コンデンサーを処理する主要ではないということです。あと、所要時間ということは、本格的な解体工事までに解体が完了するもの。あと、スペースの確保ということで、解体撤去でスペースが有効に活用できる場所、⑤が対応の容易性ということで、これまでの運転とか保全経験を我々はしておりますので、その中で解体工事の着手基準まで十分に達成できるような、そういったものであるということで選定しております。

まず、そこに適合しているのは2つの設備を考えております。左側のほうに1階と3階のエリアで赤く囲ったところがそれぞれの設備です。1階のリン含有PCB油前処理設備と、3階側の安定

器等処理設備というところで赤く囲っております。1階の少し青がかかったところが受入室ということで、ここが外から物を入れたりとかいうエリアですので、ここに1階のエリアでは近いということと、3階ではマシンハッチを開けると、ここに物を入れたり出したりできるということがありますので、この辺を撤去して、有効なスペースになると考えております。

シート17からは、少しプロセス的なところを紹介させていきます。まず、安定器等処理設備というのは、ここで示したもので、点線で囲っているところが対象です。破碎設備と予備洗浄設備に大きな仕事の括りでいうと分かれます。この中で、これを今後撤去していくというものになります。

次のシート18、これはリン含有PCBです。フロアは全て左から右に流れるようになっていまして、こちらのものはドラム缶で受け入れた対象物を右のほうに処理していくというものになります。

19ページは2つの設備の取組についてのスケジュールです。

まず、リン含有PCBにつきましては、今年度、洗浄ということを行います。先ほどのフローでドラム缶から入れると申しましたが、そこにきれいな油を入れて流すことで洗浄していきます。来年度から付着状況調査を確認して、そこで数字上、除去しないといけないような濃度があれば除去分別、その後、解体していくということで、来年度考えております。

安定器等処理設備につきましては、予備洗浄設備という名前のところ、ここはリン含有の洗浄と同じように新しい液を入れて流すということ来年度に考えています。撤去については2024年度、破碎分別というのは機械的に物を壊していくような機械的な設備で、通常のメンテナンスをしていくような形で分解したりとか、そういったことで付着状況調査とか除去分別をしていきます。これは2023年度の後半、24年度の前半、解体撤去は2025年度までに終わらすという形で、この2つの設備を考えております。

ちょっと足早で説明しておりますが、最後のテーマになります。これは低濃度PCB処理施設の中のプラント設備の解体撤去工事実施計画書というステップの書類になります。これの御説明として添付資料4にありますので、お手元で見ていただければと思います。

20ページはレイアウト的なところですが、下のほうが当該のところになります。

21ページはスケジュールになります。来年度の8月から着手して、8か月以内に解体撤去が完了できると考えております。このような形で進めたく考えています。

22ページ、ここでは解体撤去を行うときの周辺環境の安全ということで、まず、プラントの状況を示しています。左側の受入・抜油というところ、下の矢印で赤いところがありますが、2本目の矢印、分解エリア、ここまでは微量なPCBですけれども、取り扱っていたエリアがここまですになります。右側の2つの矢印は回収エリア、排水処理設備、これは非管理区域、PCBが存在していないエリアになります。

モニタリングにつきましては、受入・抜油のエリアと分解エリア、ここで排気装置を持って活性炭で処理して排気しますが、そのところをしっかりとモニタリングするように考えております。

23ページになります。周辺環境の安全環境モニタリングのところですが、環境モニタリングは通常、先ほどの資料1でも報告がありました雨水とか下水道に出す最終放流升とか、あと、大気とかというところは通常やっております。それに加えて、下の左から2番目にあるのが、今回の工事のためにモニタリングするところですが、排気2か所についてモニタリングを考えております。

測定項目の頻度についてが24ページです。左側は要素です。こういったものをして、頻度的には右から2番目のほうにあります。排気、排水、雨水、あと、周辺環境のほうの大気とか、

そういったことをやっていきます。通常のモニタリングというのはそれぞれやっていますので、それに加えて工事期間中にそれぞれ1回測定したく考えております。

25ページは廃棄物についての御説明になります。解体廃棄物は全て0.5ミリグラムパー以下の状況ですので濃度がない状況です。ただ、廃棄物を払い出すときにたくさん切断するとか、そういった作業安全衛生上、ばく露するようなことがないように、大きいものは極力切断しないで搬出したく考えます。その中で、該当性判断基準を細かく測定できないような形状の廃棄物もありますので、そういったものは無害化処理認定の施設のほうに払い出して処理していただくと考えています。それが上のほうに書いてあるものです。そういったものは鉄箱とかドラム缶に収納したりとか、あと有姿、タンクなどはそのままの形でシート養生でしっかりくるんで無害化処理認定のほうに払い出すことを考えております。

最寄りのインターチェンジから高速道路に乗って、極力都内の一般道を走行しないということで、運行計画をしっかりと決めて運搬したいと考えております。

また、PCBなどを構造的にしっかりと分析できるものは該当性判断基準以下を確認します。そういったものは有価物、産業廃棄物として処分します。

また、非管理区域エリアということで取り扱っていないところのエリアについても同様に有価物、産廃として処分していきます。

最後に、情報公開についてのシートになります。工事着手前とか工事中、工事の実績等について、手段としましては、環境安全委員会の場での報告、あと、JESCOのホームページでの紹介、あと、事業だよりということで、それぞれ情報公開をしていきたいと思っております。右のほうに工事前とか書いてありますが、適時情報公開をして、御理解いただけるように努めていきたいと思っております。

以上になります。

○委員長 ありがとうございます。駆け足での説明をお願いして申し訳ありませんでした。

前半の議題にもありましたように、処理事業自身は大詰めを迎えているわけですが、それで終わりではございませんで、終わった後があるわけでございまして、施設の解体撤去についてでございます。前回、この話題が初めて出たかと思っております。議事録にもありますように、まだ十分に煮詰まっていない印象を受けて、前委員長を含め厳しい御意見があり、次回は丁寧に説明するようということを受けて御説明をいただいたわけでございます。

いかがでしょうか。説明の順番としては、施設本体のほうを先に御説明いただいて、時期的にはより早く着手される低濃度のほうを最後に御説明いただいたという順序でございました。近々始まる低濃度の話、それから、より長期にわたる本体プラントの話、両面ございますが、どちらでも結構ですので、委員のほうから御意見・御質問があれば承りたいと思っております。

○委員 質問が2点あります。

一つは、廃棄物の払い出しの問題で、資料の6ページのところにありますのを見ると、最初の濃度が随分違います。これはPCBの除去をやります。最後は確認しますということです。そのときに、PCBの除去をやるといって、最初からこの方法でやれば、このぐらいいくという設定をしてやるのだらうと思うのですが、いかなければ、さらに除去して目標に達するようにするのか、スタートが違うのでゴールも違ってくるかと思うのですが、そこら辺のところのやり方はどうするのですか。

もう一つは、建築物についての付着の検査をやるというのは、基本的には除染をやるものとやらないものとの区別もするということでしょうか。そこが一つ、そこら辺の具体的なやり方を個々に見ていくといろいろなパターンがあるので、きっちり説明できないけれども、スタートとゴールを踏まえて除染のほうを決める。ゴールまでいかなければ、逆にいかなければ、出し方を変えればいいというだけの話になるので、そこら辺のところがよく分からないなという感じがします。

もう一つの点は、先ほど申し上げましたヒヤリハットの話なのですけれども、解体のほうはもっと難しい問題があるかと思えます。このヒヤリハットというのは解体のところで非常に重要になると思うのですが、解体には今までの運転時と比べていろいろな業者が関わる可能性があります。そこでどうヒヤリハットというものをきっちり位置づけられるか、今、こういうものを扱っている業者は、どこもそんなことをやっているかと思えますけれども、JESCOのほうでうまく組み込んでいくことを考えていただく必要があるかと思えます。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。

1点目は、主にスライドの6枚目に関するところで、この矢印のスタートラインの場所がここでいいのでしょうかという話は、事前説明で私も少し気になりまして、黄色の部分の表現が少し変わっているのかもしれないけれども、いかがでしょうか。絶対値の話、それから、濃度レベルに応じて、どのようにして前処理的なものをするのかという辺りの御質問ですけれども、まず、そちらをお答えいただけますでしょうか。

○JESCO 矢印というのは10ページとかの。

○委員長 レベルの話かと思えますが、6ページのほうが近いです。画面が多分共有されていないかと思えますので、今から可能であればお願いします。

○JESCO 解体撤去の手順書の始まりですか。

○委員長 そうではなくて、委員からの御質問は、いろいろ違うものがあるのだけれども、それぞれに応じてどのような技術といいますか、対応をしていられるのかという、建物を含めて比較的濃度のものも含めて、いろいろレベルの違うものがあり、レベルの違いに応じて量も違う、比較的少量で高濃度のものと大量に出て低濃度のものとあろうかと思えますが、そういったものをどういう対応されるかと私は理解をいたしました。

○JESCO まず、プラントについては、前のシートでも説明したのですけれども、左から右にいったって、高濃度のプラントの機械設備、化学的なプラントはトランスコンデンサーを処理することによってPCBが付着として汚れたものになります。その付着の度合いは左側に近いほど高濃度で、右側に行くと既に低濃度であったりだとか、解体撤去の基準の濃度以下になっているものが多くあります。

ですので、まず、付着状況調査をして濃度を確認します。その濃度が1000ppm以上のところを下げる取組を行います。それが付着したものを取り除く除去分別という行為になります。そのやり方は、油を流すとかいうことで、液体を流してきれいにする場合もありますし、付着しているものを取り除いて濃度を下げるのこともありますので、それは機械設備とかプラント的な設備の構造によって手段がいろいろあります。まず、濃度について確認します。確認されたものについて、それぞれ特徴がありますので、濃度を下げる、除去分別を行っていきます。

建物についても、絵はありませんが、まず、調査ということは広範囲に、今、どういう状況かということをしていきます。その中で得られたPCBの状況が、拭き取りであれば4マイクロ、100

平方センチの値とか、含有であれば20ミリグラムパーキログラム、そういった数字以上にあるものは削り取るとか、そういったことで濃度を下げていきます。

○委員 細かい話はいいのですけれども、要するにスタートでこうだから、こういう方法でやりますよと除去しますよね、除去作業が終わって検査して合格しなかったら、もう1回除去作業をやるのですか。それを繰り返すことになりますか。

○JESCO 繰り返すことになります。

○委員 だけれども、例えば最初に再利用する目的でやっていたけれども、それをやるにはいかなければいけないよといったときは、再度やり直すというよりは低濃度のレベルまでいってれば、そちらでやるということも考えられるのではないか。方針として、そこら辺は何回も繰り返すということですね。

○JESCO 自分たちの設備で洗って無害化にするという手段と、無害化処理認定に出すところを合わせて、合理的になるような形を組んでいきます。

○委員 例えばグローブボックスなどは一番濃度が高いですよ。100%。

○JESCO 100%です。

○委員 だから真ん中のあれでも1,100と言っている、平均的な意味では1,100なのだけれども、前の解体のところはもっと高いはずなので、そこら辺のところは方針として分かりました。繰り返してやりますということですね。

○JESCO 繰り返してやる部分と、あと、分解して、自分たちの洗浄設備で処理するというのも組み合わせてやります。

○委員 それも含めてPCBの除去と解釈すればいい。そこら辺のところは、これはもう解体してから洗うのか。その前に洗うということもあるのです。細かいところはお任せになるだろうけれども。

○委員長 今、御指摘の点は私も事前説明で気になりまして、解体をしながら、まだ東京事業所に残っている設備の中で、ある種、自家処理的なものをやるものもあるので、その辺りの順序ですとか、それから、どういう部分からどのぐらいのレベルのものが出てくるのかといったこと、今日、概念的なお話はあったかと思えますけれども、各論として十分に、どこからどのぐらいの量が出てくるかというところまでの御説明にはなっていないかなと思います。それはまた追い追い、次の段階で御説明いただくというようなことでお許しをいただければと思います。

時間も限られておりますので、ヒヤリハットのほうはいかがでしょう。

○JESCO ヒヤリハットについては、いろいろな知見の中で得られたものは、十分工事の中でも反映していくように、除去分別、中をきれいにするのは、ある部分、運転と変わらないところがありますので、そういったところは今までのヒヤリハットが効きますし、解体工事の中では、工事の中で出たヒヤリハットの的なところも吸い上げていますので、そういったところを十分反映していきたいと考えております。

○委員長 ありがとうございます。

○委員 これは日本で初めてこういった処理をするということになって、解体作業も含め、マネジメントですとかシステムというものが経験のない中で作り上げていくという御苦労がすごくあると思います。今の段階で、解体のところについては至極もつともだなといか、きっちりしていらっしゃるなと思っているのですけれども、建設現場の解体の現場というのは、すごく混沌と

してしまって、多くのものがまざり合ってしまうというリスクが非常に高いのです。ですから、システム上、このように流れていくのですけれども、現場では徹底されずに、結局、もともと濃度を測っていたようなはずだったものと、そうではないものが一緒になったり、そのスペースがすごく重要だと思っているのです。

つまり置き場をきちんとしておく、分けたものをきちんとしてできるだけだけのスペースをきちんと確保するということと、手順について、作業員の方に、すごく徹底してそれぞれの役割分担をしっかりとしていないと、なかなか難しいのではないかなという気がしています。震災の現場のところでもそうだったのですけれども、最終的には置き場の問題がすごく大きくなってくると思います。流れとしてはこんなもので、こうなのだろうなということ、JESCOの中ではしっかりやっているのだろうけれども、作業員の方が結局一緒にごちゃっとしてしまうとか、仮置きしてしまうとか、そういうことに対してすごく懸念を持ちますというか、心配するところです。

もう1点は、それと同じような流れで、解体した後の搬入作業のところでごちゃっとしてしまう可能性というのも、今まで建設現場を見ていると物すごくあるので、そこら辺についても周知徹底する、その辺りの意識を、とにかく初めてのことなので、しっかり持っていただきたいなというコメントなのか質問なのか分からないですけれども、そんな感じです。

○委員長 ありがとうございます。

今の点に関しては災害廃棄物、あるいは福島事故に伴う放射性物質で汚染された廃棄物に、環境省で非常に経験豊かな方がJESCOに今関わっておられるかと思えますし、私自身、福島の廃炉の話にも少し関わっておりますので、全く別分野ではありますがけれども、いろいろなところで、初めてのことにチャレンジする中で、何を想定しなくてはいけないかという経験は、いろいろ蓄積されてきているかと思えます。

それから、処理事業そのものについてもそうですけれども、北九州など少し先行する部分などもあるかと思えますので、ぜひそういった経験も活用しながら進めていただければと思います。コメントありがとうございます。

○委員 今後10年の長期にわたる解体撤去の話とともに、先ほど委員長からお話がありましたとおり、来年の8月から低濃度については半年で解体撤去するというところで、遠いようで近いという印象を持っているのです。多分、7ページの解体撤去の流れについては共通しているのだろうと思うのですけれども、私の印象として、建物の中の空気の管理は結構きちんとしている、負圧管理をしていると思うのですが、洗浄という言葉が複数箇所に出てきていて、洗浄の管理はどうなっているのか気になっているのです。

そもそも洗浄液は何を使って洗浄されるのか。洗浄なので多分液体が流れていくのだと思うのですが、きちんとそれが受けとめられて、それがちゃんと処理されるのかということについて、あまり記載がない印象があります。これについてももう少し詳しく教えていただきたい。来年の8月から、多分低濃度の施設についても天井とか壁面の洗浄をされると思うのですが、それは本当に漏れないのか、きちんと処理されるのかということです。

あと、24ページで低濃度の処理施設、これは来年8月から始まるということなのですが、周辺環境の安全で、頻度のところが解体工事中1回となっているのです。これは頻度ではないと思うのです。この意味は、解体工事の期間中、1回だけやるという意味でしょうか。1回だと少ない気がするのですけれども、これについて確認させてください。

あと、25ページで、基準以下の確認した廃棄物、非管理区域の廃棄物、これは産業廃棄物として処分とあるのですが、有価物にもなり得るということですね。有価物ということはリサイクルかなと思うのですが、そういうものがあり得るといえることでしょうか。ちょっと大丈夫かなという気はしたのですが、この点についても確認させてください。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。

3点ございましたので、順次お願いします。1点目は特に排水系の話かと思います。

○JESCO 1点目は洗浄について。

○委員長 そうですね。大気の方は建屋内の解体なので比較的安全性が高いかもしれないですけども、洗浄ということで、多分、洗浄後の廃液、排水であるとか、そういった洗浄に伴う周辺汚染の防止、ちょうど今回、事業でのトラブルもあったところでもあり、そういったところに万全を期していただきたいということかと思います。

○JESCO 中のプラント設備の除去分別の洗浄につきましては、当該の油種、例えば絶縁油とかNSとかAPIとか、いろいろな種類があるのですけれども、同じものを使います。その中で、PCBを含まないものを通して洗って、その処理は、そのまま通常の運転と同じように、最後は水熱分解のほうでPCBを処理するという形になりますので、新しい洗浄の薬剤を入れるとか、そういうことは一切しません。同種のもので行います。

○委員 多分設備はそれでいいと思うのですけれども。建物のほうはどうですか。

○JESCO 建物につきましては、液体をかけて洗うということではなく、拭き取るような形の除去分別とか、あとはACLとか、建築材料の表面に付着したようなものははぎ取るような、削ったりはつりしたりとか、そういったことで行います。

○委員 ただ、8ページの説明を見ると、設備内面の洗浄・拭き取り等によりと書いてあるので、これは建物も含めてなのかなと思ったのですが、そうではない。

○JESCO 8ページの設備内面の洗浄・拭き取りというのは、これはプラント設備という機械的な設備でございます。建物につきましては。

○委員 9ページにも洗浄・拭き取りというのがありますが、これも設備でしょうか。

○委員長 そうです。9ページの洗浄・拭き取りと書かれているのは、フローチャートで見ますと、青い部分かと思います。これがプラントで、建屋は右下のグリーンの部分ということです。

○JESCO 建物は11ページのほうに書いております。

○委員長 付着状況調査はされると、洗浄・拭き取りが出てきますね。

○JESCO 天井、床、柱とか、付着しているものは表面を削り取っていきます。

○委員長 何で拭き取られるか分かりませんが、それがまた汚染物として出てしまうということには当然なりますので、そういったところの全体の管理をお考えいただければということかと思います。個別には多分、まだまだいろいろ詰めていくというような話が出てきそうです。

あと、私もこれは事前に気になったのですが、モニタリングは1回でいいのですかという話で、連続という話は技術的には難しいですけども、そういった意味で、1回ということ、たとえ低濃度であったとしても1回でいいでしょうかという御質問かと思います。

○JESCO 通常やっているモニタリングプラスですので、主要なところで1回と表現をさせていただきました。実施計画書は今回、ここで御説明して御意見を含めまして成案ということを考えておりますので、もう少しという御意見をいただければ、それを実施計画書に反映する、そうい

ったことは可能ですので、そういった形の御意見と理解させていただければ、複数回、考えたいと思います。

○委員長 最後の点、廃棄物です。

○JESCO 廃棄物につきましては、リサイクルもあるのかというのは、通常の基準以下のものがあれば、有価物にリサイクルされていきます。無害化処理認定のほうも無害化に出して、無害化認定施設のほうで無害化されてリサイクルされていきます。

○委員長 今日、細かいところまでお答えいただけないところもあるかと思いますが、途中でも申しあげましたように、濃度レベルの低いものほど大量に出てくるということがあり、そういったものに対して、どうやって測定なりをするのか、そこにいろいろな問題が出てくるかと思えますので、次回に向けて、今日いただいた御意見を参考に、より緻密なといいますか、今日は全体のフレームとしてはこのようにやりますということの御説明だったと思えますけれども、それぞれ個別に見ていただきますと、またいろいろなところで気づきがあるかもしれませんので、それはまた次回以降、お話を承ればと思います。

予定した時間に来ておりますが、ぜひこれだけはどうしてもという御質問・コメントがあれば承りたいと思います。

○委員 13ページの④の事業所ごとの対応と知見・経験の後世への継承というところなのですが、個人的にはPCBの処理施設、これだけ巨額の費用をかけて、それぞれのところでプラントをつくってやってきた。これを壊してしまうということに対しては、すごく社会経済的にはもったいないなと思っているところがあるのですが、もう決まったことなので、それについてどうこうということは全然ないので、なので、残すもの、レガシーというものはきちんとしていただきたいなと思っています。

今日、ゆっくりお話を伺うことはできなかつたのですが、プラントは消えるけれども、レガシーとして何を残すかということは、これだけのお金をかけてつくって経験してきたこと、それを解体してということをしちゃんと残せるものというのを、ぜひ次回じっくり、あるいはきちんとした形でお話を伺えればと思います。

以上です。

○委員長 ありがとうございます

解体撤去のプロセスもある種の経験になっていくと思いますので、そういったところを場合によっては、より多くの方に情報共有といいますか、現場の経験共有みたいなところも含めてかと思えます。同じようなことを福島事故関係でもろもろのことを言われるところでございますので、そういったところも参考にしながら、私のほうからも適宜コメントさせていただきたいと思えます。非常に貴重な御意見をありがとうございました。

○委員

私のほうから1点意見を言わせていただきたいと思えます。

資料2の14ページにもあるのですが、②の作業者のところ。JESCO、運転会社、工事の元請業者、下請業者と十分なコミュニケーションを図りというのがありまして、この添付資料のほうも、そういったような文言がありますし、また、添付資料のほうには、JESCOは工事内容の確認、リスク及び安全対策について確認しとあります。リスクについては、江東区のほうでもリ

スク管理をしっかりしろと言っておまして、こういったことがきちんと明記されているのはよいなと考えております。

ただ、これを実際に生きたものにするというのが非常に重要なことでして、単純に気をつけてください、分かりましたでは安全は担保されないということがあります。これを実際に生きたものにするためには、国交省のほうにも工事の安全マネジメントの対策などが記載されたマニュアルもありますし、より具体的にKY活動の手引きというようなものがございます。そういったものも参考にしながら、しっかり生きたものとして安全管理をきっちりやっていただきたいと思えます。

以上です。

○委員長 貴重な御意見をありがとうございます。

いずれにしても、当然JESCOさんをはじめ、関係者でしっかりやっていただくわけですが、少し外からの目といいますか、行政も含めてしっかりと見ていただく中で、現場がしっかり動いていくように、皆様方の御協力を賜れればと思います。

ほかはいかがでございますか。よろしいでしょうか。前半部分、少しトラブル対応の件などもありましたので時間を要してしまいました。後半駆け足になってしまいました。特に後半の部分はまだ、これからかなり長い道のりでございますので、前回が芽出しで、今日は2回目で少し具体的になってまいりましたが、まだまだ、さらに詰めなくてはいけないところがございますので、次回以降、また、今日の御意見を踏まえて御説明いただき、それに対して御意見をいただければと思っております。

今日は非常に貴重な御意見をたくさん頂戴いたしましたので、次回に向けてさらに練るとともに、適切な対応をお願いしたいと思います。

議題の3、その他でございますが、全体として何かございますでしょうか。委員もよろしゅうございますか。

それでは、事務局から何かは追加ございますでしょうか。

○事務局 その他としましては特にございません。

次回の第48回環境安全委員会につきましては、来年の3月を開催予定としております。委員長とも相談の上、各委員と調整しながら進めていきたいと思えます。よろしく願いいたします。

事務局からは以上です。

○委員長 それでは、本日の議題については以上でございます。進行の不手際がございまして、7分ほど超過いたしましたけれども、以上で本日の環境安全委員会を終了とさせていただきます。御協力ありがとうございました。